

4 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が平成16年4月14日に公布され、一部の規定を除き、同年10月1日より施行された。

1 児童虐待の定義の見直し

- (1) 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。
- (2) 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務の改正

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

3 児童虐待に係る通告義務の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大するものとする。

4 警察署長に対する援助要請等

- (1) 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。
- (2) (1)の援助を求められた警察署長は、必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、必要な措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。

5 面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備するものとする。

6 児童虐待を受けた児童等に対する支援

児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定するものとする。

7 施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行するものとする。

5 最近の生徒指導関連通知等、並びに参考資料等

(1) 最近の生徒指導関連通知等

H13. 4 月	少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議からの報告	「心と行動のネットワーク～心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へ～」
H13. 9 月	文部科学省通知	「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目の改訂について」
H14. 3 月	国立教育政策研究所生徒指導研究センターからの調査研究報告書	「問題行動等への地域における支援システムについて」
H14. 4 月	北海道教育庁生涯学習部参事（依頼）	「生きる力を育む」及び「学校と保護司との連携強化活動実施結果報告書」の配布について
H14. 6 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」
H15. 3 月	不登校問題に関する調査協力者会議からの報告	「今後の不登校への対応の在り方について」
H15. 5 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	「児童生徒の自殺の防止等にかかわる指導の徹底について」
H15. 6 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	不登校への対応の在り方について
H15. 7 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について
H16. 4 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について
H16. 6 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	生命を大切に作る指導の充実について
H16. 8 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	児童生徒の問題行動発生時における学校と警察との連携について
H16. 8 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	生命を大切に作る指導の一層の充実について
H16. 9 月	北海道教育庁生涯学習部長（通知）	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
H16. 8 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	子どもの健全育成サポートシステムについて
H16.10 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について
H16.10 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）について
H16.10 月	北海道教育庁生涯学習部参事（通知）	学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について
H16.10 月	北海道教育庁スポーツ健康教育課長、生涯学習部参事（通知）	薬物乱用防止教育の徹底について

(2) 主な参考資料等

H11. 6月	生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ（答申）	生涯学習審議会
H12. 2月	高校生生活と意識に関する調査	財団法人日本青少年研究所
H12. 2月	最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書	警察庁生活安全局少年課科学警察研究所防犯少年部
H12.12月	最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書	警察庁・科学警察研究所
H13. 4月	心と行動のネットワーク～心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～	少年の問題行動等に関する調査協力者会議
H13. 9月	思春期の子どもと向き合うために	文部科学省
H16. 2月	少年非行等の概要	警察庁生活安全課
H15. 6月	生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導	国立教育政策研究所生徒指導研究センター
H15. 8月	中1不登校生徒調査（中間報告）	国立教育政策研究所生徒指導研究センター
H16. 2月	文部科学白書	文部科学省
H16. 3月	児童生徒の社会性を育むための生徒指導プログラムの開発	国立教育政策研究所生徒指導研究センター
H16. 3月	生徒指導上の諸問題の現状と文科省の施策について	文部科学省
H16. 5月	平成15年の少年非行	北海道警察本部生活安全部少年課
H16. 6月	家族で賢くインターネットを利用するために（保護者向けインターネットのルールとマナー）	仙台市教育委員会
H16. 6月	青少年とインターネットなどに関する調査結果	社団法人日本PTA全国協議会

6 関係機関一覧

児 童 相 談 所	児童福祉法に基づいた児童福祉のための中核的な専門機関で、児童（児童福祉法では18歳未満の者をいう。）に関する専門的な相談、判定機関としての働きと、児童の施設入所など要保護児童の措置権を行使する行政機関としての機能を備えています。 ■北海道中央児童相談所 〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 TEL 011-631-0301 ■北海道旭川児童相談所 〒070-0040 旭川市10条通11丁目 TEL 0166-23-8195 ■北海道旭川児童相談所稚内分室 〒097-0003 稚内市こまどり2丁目2-3 TEL 0162-24-1477 ■北海道函館児童相談所 〒040-0014 函館市中島町37-8 TEL 0138-54-4152 ■北海道帯広児童相談所 〒080-0802 帯広市東2条南24丁目14 TEL 0155-22-5100 ■北海道釧路児童相談所 〒085-0053 釧路市豊川町3-18 TEL 0154-23-7147 ■北海道北見児童相談所 〒090-0061 北見市東陵町36-3 TEL 0157-24-3498 ■北海道岩見沢児童相談所 〒068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9-16 TEL 0126-22-1119 ■北海道室蘭児童相談所 〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6-12 TEL 0143-44-4152 ■札幌児童福祉総合センター 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1 TEL 011-622-8630
精神保健福祉センター	精神保健に関する調査研究や相談指導などの専門的な総合技術機関であり、医師、ソーシャルワーカーや心理職が配置されています。 ■北海道立精神保健福祉センター 〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6-34 TEL 011-864-7121 ■札幌市精神保健福祉センター 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-6 TEL 011-622-2561
教育研究所・教育センター	教育に関する研究、研修事業、教育情報の収集・提供のほか、児童・生徒の教育上の諸問題について、面接、電話、文書等により教育相談を実施しています。 ■北海道立教育研究所 〒069-0834 江別市文京台東町42 TEL 011-386-4511 ■北海道立特殊教育センター 〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 TEL 011-612-6211 ■札幌市教育センター 〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 TEL 011-671-3410
児 童 養 護 施 設	児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、満1歳から満18歳までの保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、併せてその自立を支援することを目的とし、道内に25施設が設置されています。 ■北海道立有珠優待学園 〒059-0151 伊達市有珠町36 TEL 0142-38-2019（他24か所）
児 童 自 立 支 援 施 設	児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童と生活指導や学習指導などを一体的に行う必要のある児童に対して、幅広く児童の態様に応じた指導を行い、その自立を支援します（児童福祉法の改正により、平成10年4月1日から教護院が児童自立支援施設に名称変更されました。）。 ■北海道立向陽学院（女子） 〒061-1102 北広島市西の里1015 TEL 011-375-3737 ■北海道立大沼学園（男子） 〒041-1355 亀田郡七飯町字西大沼8 TEL 0138-67-2014 ■社会福祉法人北海道家庭学校（男子） 〒099-0408 紋別郡遠軽町字留岡34 TEL 01584-2-2546
少 年 育 成 セ ン タ ー	少年育成センターは、少年の非行防止に関係のある警察、教育、行政機関・団体及び民間ボランティア等と連携し、補導・相談活動を通して、非行防止及び健全育成に関する事業を行っているところです。
主 任 児 童 委 員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として設置されたもので、様々な問題を抱える児童・家庭への個別的な援助活動や児童健全育成活動、子育て支援活動などを行っています。また、関係機関とのネットワークの構築や区域担当児童委員（民生委員）への知識・情報提供を通じ、問題解決を図っています。
民 生 委 員	社会奉仕の精神をもって保護指導に当たり、社会福祉の増進のため、次の職務を行っています。 ①担当区域の実情把握 ②保護を要する者に対する適切な保護指導 ③社会福祉事業施設と密接に連絡した機能の補助 ④福祉等その他関係行政機関の業務に対する協力
児 童 委 員	児童福祉法に基づき民生委員が兼務しており、次の職務を行っています。 ①担当区域の実情把握 ②問題の児童生徒の発見と連絡・通報 ③里親の発見 ④問題の児童生徒の家庭調査 ⑤問題の児童生徒及び保護者に対する相談指導 ⑥児童生徒の健全育成のための地域活動
相 談 電 話	■北海道立教育研究所（こども専用フリーダイヤル、家庭教育相談） TEL 0120-3882-86 0120-3882-56 ■北海道立特殊教育センター教育相談室 TEL 011-612-5030 ■北海道警察本部少年課（少年相談110番） TEL 0120-677-110 ■北海道中央児童相談所（子ども相談電話） TEL 0120-7838-52 ■各教育局（いじめ相談電話）

生徒指導資料第37集作成委員

生涯学習部主幹（生徒指導）	田 端 明 雄
生涯学習部主幹（生徒指導）	端 耕 樹
生涯学習部生徒指導グループ主査	堺 俊 光
生涯学習部生徒指導グループ主査	辻 俊 行
高校教育課指導グループ指導主事	菅 原 雅 之
生涯学習課社会教育グループ主査	毛 利 薫
小中・特殊教育課特別支援教育指導グループ主査	石 川 大
小中・特殊教育課小中教育指導グループ指導主事	渡 邊 直 樹
スポーツ健康教育課健康教育指導グループ主査	藤 岡 二 朗
石狩教育局生涯学習課高等学校教育指導班指導主事	山 本 明 敏
後志教育局生涯学習課義務教育指導班指導主事	三 浦 利 章
空知教育局生涯学習課義務教育指導班指導主事	長谷川 道 彦
上川教育局生涯学習課義務教育指導班指導主事	池 野 敦
道立教育研究所生徒指導・教育相談部研究研修主事	小笠原 学
道立教育研究所生徒指導・教育相談部研究研修主事	青 木 順 一
道立教育研究所附属情報処理センター研究研修主事	伊 藤 良 平

心のつながりを大切にする生徒指導を求めて

～生命を大切にする心をはぐくむ

指導の充実を目指して～

生徒指導資料第37集

平成17年 3 月発行

編集・発行 北海道教育庁生涯学習部参事

印 刷 ひ ま わ り 印 刷 (株)